

第166回統計委員会 議事録

1 日 時 令和3年7月30日（金）9:05～10:50

2 場 所 Web会議

3 出席者

【委員】

北村 行伸（委員長）、椿 広計（委員長代理）、岩下 真理、川崎 茂、神田 玲子、清原 慶子、佐藤 香、嶋崎 尚子、白塚 重典、津谷 典子、中村 洋一、宮川 努

【臨時委員】

宇南山 卓、川口 大司、菅 幹雄、成田 礼子、山澤 成康

【幹事等】

総務省政策統括官（統計制度担当）、財務省大臣官房総合政策課企業統計分析官、厚生労働省政策統括官（統計・情報政策担当）、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局（総務省）】

明渡大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、栗原次長、小山次長

政策統括官（統計制度担当）：吉開政策統括官、佐藤統計企画管理官

4 議 事

- （1）諮問第151号の答申「農業経営統計調査の変更について」
- （2）諮問第152号の答申「国民生活基礎調査の変更について」
- （3）諮問第154号の答申「科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について」
- （4）部会の審議状況について
- （5）令和2年度統計法施行状況について
- （6）「統計法第9条第4項ただし書きにおける「統計委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」及び「統計法第45条の2ただし書における「委員会が軽微な事項と認めるもの」の取扱いについて」の改正について
- （7）毎月勤労統計調査について

5 議事録

○北村委員長 1分ぐらい予定より早いですがけれども、皆様おそろいのようなので、ただ今から第166回統計委員会を開催いたします。

本日は伊藤委員が御欠席です。

例によりまして、会議の時間を短くするため、事務局による議事と資料の説明は省略させていただきます。

本日は、議事次第のとおり、答申、部会報告、統計法施行状況報告などについて説明があります。本日はこのような議題にしたいと思います。

○萩野総務省統計委員会担当室長 皆様、お手元に資料を御準備いただいていると思われるかもしれませんが、画面上でも資料を事務局にて投影いたします。つきましては、委員の方々、説明者及び質疑対応者などにおかれましては、御発言の際に必ず資料名とページ番号を冒頭にお示しいただくようお願いいたします。スムーズな運営に向けまして、御理解のほど、よろしくをお願いいたします。

○北村委員長 それでは、議事に入ります。

諮問第151号、農業経営統計調査の変更の答申案について、川崎部会長から御説明をお願いいたします。

○川崎委員 おはようございます。川崎です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、画面に表示されております、農業経営統計調査の変更の答申について御説明させていただきます。この調査の変更につきましては、4月の統計委員会に諮問されて以降、3回ほど部会審議を行いまして、この度の答申案をまとめたということです。この答申案につきましては、内容はこれまで何度か統計委員会にも御報告させていただいておりますので、それを文書化したということです。今回はポイントを絞って、この案文に沿って説明させていただきたいと思います。

では、資料1-1を御覧ください。全体として、承認の適否を最初に述べた上で、後半で詳しく理由を述べておりますので、順番に御説明します。

まず、一番上の承認の適否ですが、これは全体の結論としましては、今回の変更については承認して差し支えないと判断しました。ただし、審議の過程において幾つか指摘したことがありますので、それについては一部調査計画の修正が必要となるので、これは後ほど御説明します。

続きまして、「(2)理由等」です。これが個別の承認の説明ではありますが、まず、今回、一番大きな変更点は調査の重点化ということです。これにつきましては、具体的に申しますと、調査事項を基本項目と詳細項目に区分した上で、主業経営体や準主業経営体に該当する報告者に対してはロングフォーム調査票により調査し、副業的経営体に該当する報告者に対してはショートフォーム調査票により基本事項のみ回答を求めるということになっております。このうち、調査票をロングフォーム、ショートフォームの2種類に分けることについては、調査目的を継続的に達成しつつ、副業的経営体に該当する報告者の負担を大幅に軽減しようとするものであるということで、おおむね適当と整理いたしました。しかし、部会審議の中では、副業的経営体の中でも、経営規模が大きく日本の農業の中核

を担う経営体が少なからず存在していること、また、そのような経営体においては、おおむね青色申告による帳簿管理など、適切な経営管理を行っているといったような意見がありまして、このようなことから、副業的経営体に対して一律にショートフォームを用いることは、調査の過度な簡素化になるのではないかとの懸念もありました。また、詳細項目の記入事項は青色申告に基づくものが多いことから、青色申告を実施していれば報告にかかる負担も抑制されるという意見もありました。以上の結論としまして、ロングフォームの範囲については、当初案の主業的経営体及び準主業的経営体に加えて、図表にありますように、青色申告を行う副業的経営体も対象とすることが適当であると指摘しようと考えております。以上が調査の重点化についてです。

次に、「(イ) 調査事項及び集計事項の見直し」、それから「(ウ) プレプリントの実施」については、特に修正意見はなく、適当としておりますので、説明は割愛させていただきます。

それから、大きな項目の「イ 報告者数及び報告者の選定方法の変更」です。図表3に記載しましたとおり、報告者数を変更する計画ですが、これについては、前回の諮問審議が行われた平成30年度の設計が見直され、その後の調査結果を検証した結果、必要とされる精度はおおむね確保されており、現時点で大幅な見直しをする必要はないということを確認しております。したがって、結果として、農林業センサスの母集団情報が更新されることを受けた報告者数の修正にとどまっており、おおむね適当と整理しております。ただし、この調査は、農林業センサスの母集団情報の更新の都度、報告者を選定した上で、基本的には5年間継続して同一の報告者に調査しています。したがって、5年の間に個人経営体の中で主業、副業の該当区分が変わったり、法人経営体に移行するといった変化があり得るのですが、これまでは、区分が変わった経営体は調査から除外し、新たなサンプルを選定していたということです。この点につきましては、部会の中で、区分が変わった後についても継続サンプルとしての把握を続けられないかといった意見が示され、調査実施者においても、承認された報告者数の範囲で一定の対応は可能ということでしたので、できる限り同一報告者への調査を継続するという運用がなされるよう求める意見を付けたいと考えております。

続きまして、「ウ 公表期日の変更」に進みます。図表4に示してありますとおり、経営統計調査及び生産費調査の一部について、速報に関する概要の公表時期を繰り下げる計画です。これにつきましては、以前から経常的に遅延が発生していたという状況を踏まえ、今回の申請に当たっては、調査票の審査・入力・集計に係る業務の所要日数を改めて精査した結果であり、やむを得ないと考えております。また、逆に申し上げれば、今後はこの計画をきちんと遵守していただきたいと考えております。なお、本調査の結果につきましては国民経済計算の推計にも利用されているとのことでしたので、その情報提供についても付言しております。

次に、今度は2の前回答申における「今後の課題」への対応状況についてです。ここでまとめておりますのは、課題としては5つありますが、このうち(2)と(4)は変更と併せて議論し、(3)については直ちに結論が出るものではないということで引き続きの課

題としておりますので、ここでは特に（１）と（５）について御説明します。

まず、「（１）生産費調査の調査対象区分の検討」についてです。これは図表５に表示されておりますが、この課題は、前回の平成30年の諮問審議における変更で、経営統計調査については、調査対象区分を「個人経営体」と「法人経営体」に再編した一方で、生産費調査については、引き続き「個別経営体」と「組織法人経営体」のままにしたことを踏まえ、生産費調査の対象区分を経営統計調査に合わせる必要がないかという課題でした。この課題について、農林水産省からは、生産費の調査の結果が交付金単価の算定基礎として用いられており、僅かな単価の変化が大きな財政支出の変化に直結することを踏まえ、精度の高い結果が求められるとともに、その実施方法の継続性も重視されているということだということで、区分の変更は行わないとのことでした。これにつきましては、農業経営統計調査という同じ傘の下にあるとはいえ、経営統計調査と生産費調査でそれぞれの目的が違いますので、それに応じた区分で調査を行うことが必要であるということで、現状維持が適当と考えております。

それから、続きまして、（２）、（３）、（４）は省略させていただきまして、（５）に進みますが、オンライン回答の推進の検討ということです。本調査のオンライン回答率が１％にも満たないという状況で推移していたことを踏まえ、オンライン回答率の向上方策について検討するという課題でした。これにつきましては、農林水産省は、①から③にも記載しましたが、オンライン調査の環境自体があまり整っていないという現状を踏まえ、オンライン回答率の向上に向けた電子調査票の改善といった直接的なことだけではなく、例えば、税務申告ファイルを基に調査項目を自動入力できる技術の開発など、新たな調査手法の研究・開発に取り組んでいるとのことでした。一方で、国の統計調査でオンライン回答が推進されておりますが、この趣旨は、オンラインによる回答が可能となることで、回答方法の多様性を確保し、負担の軽減や効率化を図り、ひいては、調査全体としての回収率の向上を目指すもので、オンライン回答率の向上のみが直接の目的ではないと理解しております。特に、本調査の場合、調査事項が多岐にわたり、経営とか栽培の細部に係る情報が必要となる項目がありますので、全ての調査項目をオンラインで回答するのは難しく、多くの回答者にとっては、むしろ紙の調査票を用いて、記入可能な事項から報告者の都合のよいタイミングで順番に記入していくほうが回答の負担が少ないというのが実態ではないかと考えます。そのため、回答率の向上も視野に入れつつ、新たな調査方法を検討しているという現在の取組について、課題への対応については適当と考えております。

以上が答申案ということです。

今回の審議を受けまして、若干、今後引き継ぐべき課題がありましたので、それにつきましては、部会長の名義でメモを残しておきたいと考えております。これについても併せて説明させていただきたいと思っております。資料１－２です。これはいわゆる部会長メモとこの委員会では呼ばれているタイプのものですが、今回の審議過程では、調査の重点化の部分で、農林業センサスに用いられている、主業、準主業及び副業という区分に着目する形となりました。これにつきましては、委員会の席上でもいろいろ御意見をいただきました。この区分については、将来的に見直しが必要ではないかと考えております。この３区

分は、農林業センサスにおけるクロス集計の指標の一つとして用いられているものですが、この下の方の表にありますように、農業従事者が65歳以上になれば、農業所得の多寡に関係なく、自動的に副業的経営体として区分されてしまうというのが現状です。しかし、65歳になったという理由だけで、サラリーマンの定年のように直ちに農業から離れるということも考えにくいですし、高齢の方が経営する経営体でも規模の大きなものがあることは容易に想像できます。そこで、2015年の農林業センサスの結果を用いて、農産物の販売金額の階級別に3区分の経営体を見てみました。これは前回の委員会でも御紹介させていただいたかと思いますが、別紙を見ていただきますと、副業的経営体の中にも販売金額が1,000万円以上というものも無視できない程度に存在し、なおかつ副業的経営体の数は準主業の経営体の数よりも多いという状況が見られました。つまり、副業的経営体の中にも、農業の中核的な担い手が少なくないと考えられます。65歳で線引きしていることについて、農林水産省からは、人口統計における一般的な区分である生産年齢人口の区分に沿っているといったような説明もいただいたのですが、グラフで示した実態を踏まえますと、65歳以上になったという理由だけで、副業的経営体という、あたかも担い手の中核ではないかのような響きのあるカテゴリーに区分することには違和感がありましたし、統計の利用者に対しても誤解を与えかねないという懸念を持っております。現状の3区分は、1995年の農林業センサスから用いられているということですが、区分設定から既に四半世紀以上が経過しており、その間、農業経営体の構造にも変化が生じていると考えられます。このような状況を踏まえまして、次回の農林業センサス（2025年実施）の計画の策定に向けて、この区分について、これまで例示しましたような観点から再検討を行っていただけたらと思っております。ということで、これについては記録を残すということで、このメモを作成いたしました。

以上が、農業経営統計調査の答申案と、それから部会長メモについての御説明です。よろしく願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問等はございますか。

清原委員。

○清原委員 清原です。

○北村委員長 はい、どうぞ。清原委員、どうぞ。

○清原委員 ありがとうございます。この農業経営調査の変更について、川崎部会長はじめ、部会の皆様の熱心な御検討に感謝いたします。資料1-1の案については賛同いたします。資料1-2の経営統計調査に関する部会長メモについて申し上げます。

私は諮問の際に、例えば三鷹市長在任中に認定農業者制度に関わった関係から、農業者の中で、農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて経営の改善を進めようとする計画を立てられる方に65歳以上の方も多くいらっしゃることに、ちなみに、女性も結構申請していただいたのですけれども、そんなことをお話しいたしましたら、部会でも熱心に、この65歳という年齢を含めた副業的経営体に関して吟味していただきました。そして、青色申告を行う副業経営体についても着目するという積極的な提案をしてい

ただきまして、大変実態に即したものと感謝しております。そこで、この部会長メモを出していただいたことは大変有意義であると受け止めさせていただきます。

さて、コロナ禍にあって、農産物の輸出入の在り方も問われています。したがって、国家としての農業生産物の自給率の向上、そして地産地消を高める政策にこの農業経営統計調査なども生かしていただいて、日本の農業を持続可能なものにする方向性が示されればなどと思っています。また、オンライン回答率が低い現状が再確認されました。しかし、調査票の記入のほうが現実的に実態を把握できるというポジティブなことも確認されました。それと同時に、現在、農林水産省は、高齢の農業者や少人数の担い手によっても農業を実施できる、ロボットやAIやIoTなど先端技術を活用したスマート農業も実証が進んでいます。農村振興局の御説明を伺ったこともあるのですが、このスマート農業の実装を加速させていくモデル事業も全国各地で進めているということです。したがって、農林水産省におかれましては、部会長メモを生かして、副業的経営体について再検討していただくとともに、今後の農業振興に向けて、いわゆるデジタル化が適切に幅広く進んでいくことと今後の調査がオンラインで進むということは大変軌を一にしていることだと思いますので、そうした方向性についても、今回の答申を受け止め、部会長メモを受け止めながら御検討していただければなど私からもお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

調査実施部局から何か御発言ありますか。

○土橋農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長 農林水産省でございます。清原委員、いつも農林水産省に対する、あるいは農政へのエールをいただき、ありがとうございます。

統計の調査そのもの、やはり今清原委員の御発言を聞いて思いましたが、EBPMというものの、しっかり根底に立つ情報という、この重要性というのをもう一度、今の御発言を聞いて、今回の令和4年体系見直しということでの我々案を持ち出させていただきました。答申もこういう形で、案ということでもとめさせていただきましたので、しっかり今の御発言も受け止めて対応させていただきたいなと思いました。

以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに。

白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 ありがとうございます。御説明ありがとうございます。資料1-1の4ページからの生産費調査の調査対象区分の検討のところについて質問なのですが、これと、あと経営統計調査と生産費調査の関係も含めて幾つか確認したいと思います。書いていることは分かるのですが、ただ、こういう理由で調査対象について統合しないという結論を出すのであれば、経営体としての農家に対する調査である前者の経営統計調査と生産費調査の関係はどう考えればよいのか、私はよく理解できなかったのです。交付税とかを支給する基礎として生産費調査が大事であるということはそうなのかもしれないですけ

れども、生産費というのは、経営体としての農家について、生産費をきちんと調査しましょうという趣旨であるのであれば、それと経営統計調査と別物であるということが私にはどうもよく理解できないのです。調査自体もばらばらみたいですし、サンプルも必ずしも同一ではないわけですね。こういうものは、どうしてこういうふうになっているのか。同じ統計である必要は、もしかしたらないような気がしますし、その辺の考え方はどうなっているのか、教えていただけるといいかなと思ったのですが、すみません、よろしくをお願いします。

○川崎委員 川崎です。

○北村委員長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 私が正確にお答えできるかどうかよく分かりませんが、今のお話は確かに、基幹統計、基幹統計調査とは一体何だろう、どういう区分で設ければいいのだろうかという、基幹統計のつくりの問題なので、なかなかこの統計調査だけではお答えしにくいところがあるかと思いますが、私が分かる範囲でお答えしまして、もし可能でしたら、統括官室なり、あるいは農林水産省からでも補足の御説明をお願いできたらと思います。おそらくこの統計調査、正確な経緯は存じませんが、たしか2種類の統計調査が1つのものになったのだと思います。もともとたしか別ではなかったかと思うのですが。要は、同類の調査は1つの傘の下に入れようという動きがあって、こうなったということではないかと思えます。ですので、白塚委員がおっしゃるように、調査の設計の単位で、これは1調査、こちらはまた別の設計だから1調査というふうにするという考えに立てば、おっしゃるとおり、別に分けるほうがすっきりするかもしれないと思います。ただ、要は、基幹統計調査としてどれを1本としてまとめるかというような整理の仕方の問題なのだろうと思いますので、その意味で、確かに私もあまり気持ちのいい整理だとは思っていないのですが、そこは今、この諮問答申の議論の内容を超えていますので、まずはこの事柄の是非について判断したというのがこの答申の趣旨で、今おっしゃったような、これとこれを一緒にするのがいいか、別にするのがいいかというのは、ここを超えた問題ですので、また必要があれば今後、別の機会でも議論していただくということがあってもいいかなと思います。

私の理解している過去の経緯が不正確かもしれませんが、もしどなたか、総務省なり農林水産省で御存じの方がおられましたら、お教えいただけたらと思います。

以上です。

○北村委員長 調査実施者、お答えください。

○萩野農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課課長補佐（企画班担当） 農林水産省の萩野でございます。よろしくをお願いします。

経緯だけ端的にお話ししますと、平成6年までは、それぞれの調査、別々の調査でやらせていただいていた。他方で、当時、調査票が日計簿という形で、一つ一つ費目ごとにデータを積み上げる形式というところで、調査を同一で行ったほうが効率的ではないかということで、1つの傘に入れさせていただいたという経過がございます。他方で、前回、今の令和元年から行っている調査なのですけれども、その際にそれぞれ調査票を今の形に分けたということで、おっしゃるとおり、違う調査ですね。その部分が際立って出ている

ということだと思っております。

以上でございます。

○北村委員長 白塚委員。

○白塚委員 いや、説明は分かるのですけれども、何のために統合したのかよく分かりませんし、統計の数を減らすことが目的ではなくて、より効率的に統計をつくることが本来の趣旨であるはずなので、そういう視点というのがどこかでなくなってしまうのではないかなという懸念を強く感じました。

○北村委員長 それでは、審査官。

○内山総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 統括官室の内山でございます。御意見ありがとうございます。

川崎委員、それから農林水産省からも御発言がございましたが、私から少し補足いたします。経営統計調査については、個人・法人とも、様々な営農類型を広く把握する形で実施されていますが、生産費調査については、個別経営体が広く調査対象にしているのに対して、組織法人経営体については、米、小麦、大豆の品目に限定されています。仮に、生産費調査の区分を、経営統計調査と同様、個人経営体と法人経営体にした場合、現在、個別経営体の中で広く調査対象とされている一戸一法人が法人経営体に区分されることになり、結果として、米、小麦、大豆の調査のみに限定されてしまうといった問題も生じ、時系列を含めた利活用上の懸念もございます。そういったことも踏まえ、現状のままとした方がよいのではないかという判断があったものと認識しております。ありがとうございます。

○北村委員長 今の点について、追加の御質問、御意見ございますか。

ここでまとめられるような話ではないので、もう一回違う場で議論していただくということが必要かと思えますけれども、今回の諮問については、取りまとめはこれでいいのかなと思えますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○北村委員長 また別の機会に、こういうそもそも論といいますか、統計をまとめるまとめ方とか、分離するほうがいいのかというようなことについての議論は、基本計画とかで議論していただきたいと思えます。

私からコメントさせていただくと、今回の変更計画、最も大きな点は、ロングフォーム・ショートフォーム導入による調査の重点化ということで、必要な情報を効率よく把握するとともに、報告者負担、大幅な軽減になるものと期待しております。加えて、答申とは別の扱いとして、経営体区分の再検討について川崎部会長から提案がありました。また、今、白塚委員からも議論があったように、農林水産省においては、今後の、次回の農林業センサスの計画策定に向けて検討していただきたいと思えます。

それでは、答申案についてお諮りしますが、今の答申につきまして、本委員会の答申は資料1-1の案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○北村委員長 それでは、お認めいただいたということで、答申案のとおりといたします。

川崎部会長はじめ、産業統計部会に所属された委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

○川崎委員 ありがとうございます。

○北村委員長 それでは、次の議事に移ります。諮問第152号、国民生活基礎調査の変更の答申案について、津谷部会長から御説明をお願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。それでは、国民生活基礎調査の変更に関する答申案について御報告いたします。本件については、本年5月の統計委員会に諮問されて以降、3回の部会審議を行い、資料2のとおり答申案をとりまとめました。今回お示ししている答申案は、基本的に先月末の統計委員会において御報告した部会の審議状況の内容を文書化したものですので、本日は、特にコメントが必要な部分について、ポイントを絞って簡潔に御報告いたします。

それでは、資料2の答申案を御覧ください。まず、1ページの承認の適否ですが、全体的な結論として、今回の変更については、承認して差し支えないと判断いたしました。ただし、審議の過程において、計画の修正が必要との意見を示した部分がございます。

具体的には(2)で御説明いたします。

まず、報告を求める事項の変更のうち、日常生活における機能制限の追加についてです。aの「これについては」の段落で記載いたしましたように、①障害者統計に関する様々な方面からの要請を踏まえたものであること、②また国際的にも広く用いられているものであることから、調査事項の追加自体はおおむね適当と評価しております。

ただ、bに記載いたしました、今回の審議において、同じ健康票の既存項目である質問5との間における重複感があるのではないかと懸念が生じたところです。答申案の2ページになりますが、このうち、質問5については、これまでも健康寿命という重要な政策指標を算出する際に不可欠なデータとして用いられてきており、調査事項の構成を含め、現状を維持することはやむを得ないと考えられます。一方で、今回追加する質問8についても、ワシントングループで示された設問に準拠する必要性から、新設する6項目は言わばセットであり、いずれかを削るといった改変は困難と考えられるところです。ただ、その質問文について、国際比較可能性を損なわない範囲で修正することは可能と考えられます。このような観点も含めて、部会の審議結果としては、図表1のように修正する必要があることを指摘しようと考えております。質問8は新規項目ですので、実際に調査を実施してみて、新たな気づきもあるかと思えます。それについては、後ほど御説明する今後の課題として取り組んでいただくこととし、まずは、このような修正を行った上で一度調査を実施してみるべきであるというのが部会の結論です。

次に、「(イ) その他の調査事項の追加及び削除」についてですが、変更内容は図表2にまとめております。これについては、おおむね適当としておりますが、3ページの「しかし」の段落に記載いたしましたとおり、乳幼児の保育状況の削除に関しては、研究や政策評価における活用の観点から継続すべしという意見が多く出されましたので、その旨を指摘することとしております。

次に、集計事項の変更についてですが、こちらにつきましては、調査事項の変更に伴う

見直しとニーズが少ない集計の取りやめという内容ですが、もともと非常に多くの集計が行われている調査であり、集計表の精査は必要と思われることから、おおむね適当としております。ただし、乳幼児の保育状況については、継続して把握する旨の意見を付けましたので、それに伴い、集計を残していただくということになります。また、今回追加するワシントングループの設問である質問8に関する集計事項についてですが、図表3の右下にゴシックで示しておりますように、就学状態別の集計も行う必要があることを指摘したいと考えております。

以上が調査事項に関する部分です。

次に、「イ 報告を求めるために用いる方法の変更」についてです。今回の変更はオンライン調査を導入するというものですが、令和4年調査については一部地域で導入し、令和5年調査で全国展開するという計画になっております。この変更について、答申案4ページに、オンライン調査の導入そのものとオンライン調査の段階的導入のそれぞれについて分けて記載しております。まず、オンライン調査の導入そのものについては、「このうち」の段落の部分ですが、前回答申において指摘された課題を踏まえた対応であり、回収率の向上や調査の効率化にも資すると考えられることから、適当としております。また、オンライン調査の段階的導入については、①及び②に記載しているとおりですが、試験調査が行えない状況にあって、直ちに全国導入は困難である一方で、前回答申における指摘を受けて、令和4年調査からの対応が必須となっていること、そして、全ての調査票を用いる大規模調査、今回のこの令和4年調査がそうですが、その際に導入しなければ、オンライン調査の導入効果の総合的な検証や改善すべき課題の整理が十分に行えないといった観点から、令和5年調査で全国導入する方向性と併せて、適当と整理しております。

以上が今回の変更に関する部会としての評価になりますが、次に、2として、前回答申時の課題への対応状況をまとめております。前回の答申では、総括的に申し上げますと、回収率の向上に向けたさらなる取組の推進等と調査方法等に関する情報提供の充実の2点が指摘されておりました。ですので、今回の答申の記載も、そのような形で集約して記載しております。

このうち、(1)の課題については、調査実施において①から③に記載するような様々な取組が行われていることから、適当としております。ただし、これらの取組について今後も引き続き実施する必要があることや、取組の効果検証が必要であることを指摘したいと考えております。これについては、今後の課題においても明記しようと考えております。

また、(2)、情報提供の充実については、地域別の回収率の公表について検討を求めるものでしたが、既に対応済みということで、適当としております。

最後に、答申案の5ページとなりますが、以上御説明いたしました今回の審議を通して整理した将来の課題について、今後の課題として3点挙げております。

まず、(1)はワシントングループの設問の追加に関するものですが、障害者統計の充実という大きな目的の一環として新たに設ける項目ですので、調査結果を踏まえた有用性の分析を課題としたいと考えております。加えて、今回の審議過程では、調査事項相互の重複感について議論となりましたが、それぞれの項目が具体的にどのような範囲をカバーし

ているのか、十分整理されているとは言えません。つきましては、類似事項との間における把握範囲の重なりや相違について整理する旨を課題としております。

次に、(2)は、先月の統計委員会で御紹介した国会議員の方からの質問主意書に関するものです。経緯についても記載いたしましたので、文章として若干長くなっておりますが、結論は、「ついては」の段落に記載しましたとおり、次回の大規模調査年の企画までに整理することを課題といたしました。

最後の(3)は、前回の課題を受けて実施されている回収率向上のための取組について、その効果検証を改めて課題として明示しております。最後に、段階的に導入するオンライン調査については、令和4年調査の結果を踏まえ、令和5年の全国導入に向けて、必要な改善を行うとともに、オンライン調査導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行うことを課題として記載しております。

私からの御説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問等はございますか。この議論、何回か委員会でも聞いてきたことなので、特段の御意見はないかと思えますけど、よろしいですか。

それでは、私からコメントしたいと思います。日常生活における機能制限に関する調査事項の追加については、障害者統計の充実及び国際比較可能性の向上を図るため、重要な取組と認識しております。一方で、本調査事項との類似項目との間における重複や相違については、調査結果を踏まえて改めて整理を行っていただきたいと思えます。また、オンライン調査の導入については、調査の効率化や回収率の向上につながるものと思えます。回収率向上に向けた取組は引き続き実施、検証しつつ、特にオンライン調査については、令和5年の全国導入に向け、必要な改善を行うとともに、導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証をお願いいたします。

国民生活基礎調査の変更について、本委員会の答申は資料2の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、答申案のとおりとさせていただきます。

津谷部会長はじめ、人口・社会統計部会に属された委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

○津谷委員 ありがとうございます。

○北村委員長 それでは、次の議事に移りたいと思えます。諮問第154号、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更の答申案について、椿部会長から御説明をお願いいたします。

○椿委員 承知いたしました。それでは、サービス統計・企業統計部会における、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更の答申案について報告いたします。今回の変更につきましては、既に先月の統計委員会で御報告の後、部会参加委員と答申案の文案について調整を行いまして、最終的には書面審議による議決を経て答申案を取りまとめました。本日は、資料3-1を用いて今回の答申案について報告いたします。

まず、資料3-1にございますとおり、今回の答申案の構成ですが、「1 本調査計画の変更」で、今回の変更に関する承認の適否や理由等について整理した上で、「2 今後の課題」におきまして、科学技術研究調査に係る課題を指摘したところです。

それでは、1ページ、本調査計画の変更の「(1) 承認の適否」についてです。今回申請された科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更につきましては、承認して差し支えないといたしました。ただし、答申の中で指摘した事項につきましては、計画の修正が必要であると整理しております。

その理由について、項目ごとに説明いたします。

まず1ページ、「(2) 理由等」の「ア 科学技術研究調査及び企業活動基本調査の同時・統一的実施」についてですが、これは、経済構造実態調査と他の統計調査などにおける重複是正の取組の第一歩となると考えます。また、今回、総務省及び経済産業省所管の基幹統計調査のうち、経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査について、同一名簿・同一調査期日で調査を実施し、各調査の共通の調査事項についてデータを共有化することにより、企業の重複回答を是正する計画が提示されました。2ページの表2の下を御覧いただければと思います。これらについては、基本計画で示された方向性を踏まえたものであり、両調査の重複是正及び報告者負担の軽減に資することから、適当といたしました。

続きまして、同時・統一的実施以外の変更事項について説明いたします。まず、2ページの「イ 科学技術研究調査の変更」における「(ア) 調査対象の範囲及び報告を求める個人又は法人その他の団体の変更」についてです。3ページの表3の下を御覧いただければと思います。今回、科学技術研究調査の調査対象のうち、調査票甲（企業A）において、企業などの研究開発等を実施することを目的として大学及び研究開発法人が出資した会社を新たに調査対象として追加する計画が提示されます。これについては、大学及び研究開発法人が出資した会社への研究資金の流れを正確に把握したいとする行政ニーズに対応することから、適当といたしました。

次に、3ページ一番下、「(イ) 調査事項及び集計事項の変更について」です。今回の調査事項の変更内容は、これは4ページから5ページにかけて、表4を見ていただければと思いますが、大変多岐にわたります。主なものとして、研究関係従業者数の区分に「労働者派遣法に基づく派遣労働者」を追加する。または、研究者の専門別内訳について、これまでの「数学・物理」を「数学」と「物理」に分割する。それから、特定目的別研究費の把握分野として、AI分野、バイオテクノロジー分野及び量子技術分野の3分野を新設すること等が提示されました。5ページの中ほどを御覧いただければと思いますが、これらの件につきましては、科学技術に関する施策の動向等を踏まえた変更であり、更に国際比較可能性の向上にも資することから、適当といたしました。ただし、今回、複数の調査事項が追加されることによって報告者の負担が増加することが懸念されますので、本業である研究開発に支障を及ぼすことがないよう、今後の調査事項の見直しに当たっては、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性を含めて検討する必要があるという意見が部会でもございました。これを今後の課題として指摘させていただくこ

といたしました。

続いて、5ページの(ウ)の前回答申における「今後の課題」への対応状況についてです。これは、統計委員会の諮問第92号の答申で、検討課題が5ページから6ページにかけてありますとおり、3点指摘されておりました。これも、先月の統計委員会で御報告しましたとおり、部会で確認させていただいた結果、これらの3つの課題について、適切に対応していると判断し、適当とさせていただいたところです。

続きまして、7ページ、ウの経済産業省企業活動基本調査の変更における、「(ア) 調査事項の変更」についてです。今回の変更内容は表6のとおりですが、主な変更内容として、整理番号①の組織再編行為の状況の選択肢を現在の会社法の区分に合わせて変更すること、それから、整理番号④、事業の外部委託の状況における「うち、関係会社」の項目を削除すること等が提示されておりました。7ページの下4行目にありますとおり、これらについては、実態の正確な把握や報告者負担の軽減の観点から、おおむね適当といたしました。ただし、「事業譲渡」については、前回調査と同様、「一部事業譲渡」のみを把握する計画となっておりましたが、部会での御意見を踏まえて、実態をより正確に把握する観点から、選択肢の表記中から「一部」の文言を削除し、「全部事業譲渡」を含めて網羅的に把握するように表記を修正するとともに、それから、当初削除を予定しておりました「事業譲受」につきましても、「事業譲渡」と同様、前回調査の選択肢の表記中から「一部」の文言を削除し、引き続き把握する必要があると指摘したところです。

次に、8ページの(イ)、前回答申における「今後の課題」への対応状況についてです。統計委員会の諮問第103号の答申におきまして、「有形固定資産の当期除却額」の項目名称を「有形固定資産の当期減少額」に変更することに関連して、検討課題が2点指摘されておりました。先月の委員会で御報告したとおり、部会で確認した結果、これらにつきましては、課題に適切に対応していると判断し、適当と整理いたしました。

最後になりますが、9ページの「2 今後の課題」につきましても、先ほど御報告しましたとおり、科学技術研究調査につきましても、今後、調査事項を見直す際に、報告者負担の実態を適切に把握した上で、調査事項の削減等の必要性を含めて検討する必要があることを指摘した次第です。

私からの報告は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問等がありますでしょうか。

どうぞ。白塚委員。

○白塚委員 1つだけ質問、確認をお願いします。検討、お疲れさまでした。重複しているものや、特に企業の個別の属性等の情報は、共有できるのであれば共有すること、効率化することは非常に良いことだと思います。念のため確認なのですが、科学技術研究調査は調査期日が3月末から6月初めに変わるわけですね。これについて、研究者の数などは3月末か6月かで結構影響を受けそうに思われるのですが、そうした統計の連続性は大丈夫なのでしょうか。例えば1回だけ3月末と6月と両方調査してみるとか、そういうことはもう検討する必要はないのでしょうか。

○樫委員 今御指摘の点に関しましても部会の中で一応検討したことですけれども、もしよろしければ調査実施者から補足いただければと思います。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 総務省から説明させていただきます。

科学技術研究調査の調査期日をそろえるのは6月1日ですが、人数、研究者の把握等は、基準日としては3月31日現在で引き続き実施します。それから、現状も3月31日現在で実施していきまして、実際調査票を送っているのは、春から6月、7月の半ばぐらいまでを期限内に調査させていただいておりますので、影響はないものと認識しております。

○北村委員長 白塚委員、よろしいですか。

○白塚委員 そうすると、基準となる期日は6月1日と書いてあるが、実際には3月末で調査するということですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 基準日自体は調査事項それぞれに設定してありまして、白塚委員から御質問のあった研究者の人数とか、重要な部分に変更しないで実施します。

○白塚委員 そうすると、この1ページの表1のところに書いてある、変更後の基準となる期日の「毎年6月1日現在」は何を意味しているのですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 存在に関して、と御理解いただきたいと存じます。

○白塚委員 企業の基本的な属性とかは6月1日現在ということですか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 そのとおりです。

○白塚委員 他のものと流用できるように。

○北村委員長 よろしいですか、白塚委員。

○白塚委員 はい。そうすると、公表されるものについては、人数などは3月末であるとか、きちんと分かるように記述されていると理解して構いませんか。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 はい。公表のときにきちんと、誤解のないように措置したいと存じます。

○白塚委員 ありがとうございます。

○北村委員長 ほかに御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 1つ質問させていただきたいと思います。部会の審議、どうもお疲れさまでした。ありがとうございます。今回、科学技術研究調査と、それから経済産業省企業活動基本調査、それからこの前の経済構造実態調査も調査時期を一緒にすることで、企業にとっては、こうした企業関係の調査をある一時点で答えることができますが、例えば、そうした調査票が来たときに、その企業がどこの産業に属するののかを書く欄といいますか、私、全部見られなかったのですけれども、科学技術研究調査だと、事業の内容とか、そのような質問になっていると思いますが、こうした、自分がどの産業に属しているかは、統一的に送られるというか、一気に送られる調査項目の中でどれに答えるかは統一されていると考えていいのでしょうか。

○樫委員 御指摘ありがとうございます。これもおそらく今回統一で行うことから配慮さ

れていることと考えますが、これも調査実施者から正確に回答いただくのがよろしいかと思ひます。元々、大企業等々では全く問題が起きていないことだったと思ひますが。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 今回の取組では、例えば経済構造実態調査に、企業の種類、事業の内容をお答えいただいたら、一応それを転写して、科学技術研究調査の調査票上にもそれが表示されるように措置されますので、統一的に対応させていただいてると御理解いただきたいと存じます。

○宮川委員 分かりました。ありがとうございました。

○樫委員 ありがとうございます。

○宮川委員 それであれば、最終的な表章のところで産業の分類が、まだ科学技術研究調査と他の経済産業省企業活動基本調査等では少し違ってくるように思ひますが、表章の、つまり、産業別のデータを出すところでの扱いはどのようになるかもお伺ひしておきたいと思ひます。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 経済構造実態調査の表章は、産業小分類レベルで非常に細かく発表させていただいてあります。科学技術研究調査は、それよりは粗い、中分類に準じたような形で公表させていただいておりますので、そこは客体の数等でレベル感は違ふと思ひますが、原則的には日本標準産業分類に準じて対応させていただいてると御理解いただきたいと存じます。

○宮川委員 分かりました。

○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 経済産業省でございます。経済産業省企業活動基本調査に関しまして、説明させていただきます。

経済産業省企業活動基本調査は、今回、諮問で御審議いただいたように、従来は母集団情報として独自名簿を使つていましたが、事業所母集団データベースに変更することによって、調査開始時点でのその企業の産業格付は経済構造実態調査及び科学技術研究調査と同様の分類体系で調査を実施します。ただし、経済産業省企業活動基本調査の場合は、売上高を産業小分類で、実査の調査票の中で把握することになっておりまして、実査で把握した企業ごとの小分類別の売上高の大きさによって、当該年次におけるその企業の格付を再度させていただくこととなりますので、調査以前の企業の格付と調査実施後の企業の産業格付に差異が発生する可能性があります。よつて、経済構造実態調査と同一年次において同一企業が同じ企業格付になることは、そのパターンが一番多いのだと思ひておりますが、経済産業省企業活動基本調査の場合は、今申しましたように、当年の中で再格付を行っているので、差異が発生する可能性はあると考えているところです。

以上です。

○宮川委員 科学技術研究調査も、それから経済産業省企業活動基本調査も、経済構造実態調査と同じ時期に調査することで、企業側の負担は少ないと思ひますが、ユーザー側は少し戸惑う可能性があるのではないかと思ひます。その意味では、同じ時期に、経済構造実態調査を軸として、どのように変えているかについて、ユーザー側への説明をつけていただく必要があるのではないかと思ひます。

○上田総務省統計局統計調査部経済統計課長 そうしましたら、誤解しないようにきちん

と公表の際に注意するなり、対応していきます。

○北村委員長 宮川委員、よろしいですか。

○宮川委員 経済産業省企業活動基本調査もそのように書いていただけますでしょうか。

○沓澤経済産業省大臣官房調査統計グループ企業統計室長 承知いたしました。今御指摘の点に誤解が発生しない形で、利用上の注意等で記載していく方針とさせていただきます。以上でございます。

○宮川委員 ありがとうございます。

○北村委員長 ほかに御質問ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、取りまとめたいと思います。今回の経済構造実態調査を含めた3調査の同時・統一の実施については、3調査の重複是正や報告者負担の軽減にとどまらず、他の企業統計調査の重複是正の取組の第一歩となることが期待されております。また、科学技術研究調査については、今回の変更により複数の調査事項が追加されますので、調査実施者には、今後の課題にあるとおり、報告者負担の実態を適切に把握し、調査事項の削減等の必要性を含めて検討を行っていくことを望みます。

それでは、答申案についてお諮りいたします。科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の変更について、本委員会の答申は資料3-1の案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長 ありがとうございます。それでは、答申案のとおりといたします。

椿部会長はじめ、サービス統計・企業統計部会に所属された委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

○椿委員 ありがとうございます。

○北村委員長 それでは、次の議事に移りたいと思います。部会の審議状況についてです。

まず、人口・社会統計部会での毎月勤労統計調査の変更に関する審議状況について、津谷部会長から御報告をお願いいたします。

○津谷委員 ありがとうございます。それでは、資料4-1により、毎月勤労統計調査の変更に関する部会での審議状況について御報告いたします。本件については、先月の統計委員会での諮問後、7月1日と7月20日に部会を行いました。表形式の資料4-1と添付資料を用いて、まとめて御説明いたします。

まず今回の変更について、資料4-1の表を御覧ください。今回の変更の柱は、「1 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更」、「2 特別調査の公表の期日の変更」、「3 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更」の3点になりますので、こちらを中心に御報告いたします。

まず、「1 東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更」については、東京都の常用労働者500人以上の事業所のうち、令和元年6月から国が直轄で調査していた事業所について、令和4年1月分調査から東京都が調査を実施するというものです。これについては、東京都の500人以上規模の事業所の全数調査を可及的速やかに履行するために採られた、いわば臨時的措置ですが、この措置を解除し、本来の調査系統に戻すものであること、ま

た、報告者の混乱が生じないような円滑な業務の移管について東京都との調整が進んでおり、円滑に移行できる見通しが立っていることから、適当と整理いたしました。また、審議協力者として東京都にも部会に出席していただいておりますので、御意見を確認したところ、「東京都としても、昨年度から厚生労働省と検討を重ねている。500人以上規模の事業所の調査は全数調査であり、ほぼ永続的に御協力いただくことになるため、報告者にもこれ以上負担をかけないよう、遺漏なきよう取り組む。」といった御発言がございました。

次に、「2 特別調査の公表の期日の変更」についてです。これは、本調査のうち、常用労働者1人以上5人未満の小規模な事業所を対象として、年1回実施している特別調査の公表の期日を1か月繰り下げ、調査実施翌年1月末に変更するものです。特別調査は毎年8月1日から9月10日まで実施され、年内に公表することとされております。しかしながら、12月上旬に取りまとめる調査対象事業所名簿と調査票に不整合が生じた場合には、12月中旬に再集計が必要となります。年末でもあり、時間が押しておりますことから、急いで作業することになります。このような事情がありますので、正確な統計を確実に公表・提供できるよう、公表期日を1か月繰り下げるものです。この特別調査の結果については、国民経済計算の年次推計における雇用者報酬及び労働時間の推計、産業連関表の賃金・俸給部門の推計において、1人以上5人未満規模の事業所の推計に活用されております。厚生労働省が調査結果を利用している行政機関に確認したところ、公表期日を1か月繰り下げることについて、推計上の影響はないとの回答を得たとのことでした。したがって、利活用上の大きな支障は生じないものと考えられます。また、一般利用者については、利活用に支障があるかどうかについて事前確認は困難ではありますが、公表期日の変更について、あらかじめホームページで情報提供するなどして周知徹底に努めるとしてしております。こうしたことから、調査票の回収から審査・集計に至るまでの業務の実施状況を踏まえ、利活用に大きな支障のない範囲で公表期日を繰り下げるものであり、やむを得ないと整理いたしました。

続いて、「3 調査票情報の保存期間及び保存責任者の変更」についてです。まず、①の地方調査における調査票の内容を記録した電磁的記録媒体を厚生労働省において永年保存するという変更については、平成29年1月の諮問第97号の答申における今後の課題等を踏まえた対応であり、適当と整理いたしました。第1回部会では、地方調査の調査票の電磁的記録媒体の厚生労働省における保存に関し、何年何月の調査からバックアップが取れているのかについて、委員から御質問がありました。この質問に対し、調査実施者である厚生労働省から、平成30年1月分調査からバックアップが取れており、データ確認の作業を進めながら、順次、正式な移管を行う計画であるとの御説明がありました。これに対し、移管に当たっては、具体的なスケジュールを作成したほうが良いのではないかと御指摘をいただき、第2回の部会において、厚生労働省から、平成30年から令和2年分の調査票データは令和4年夏頃までに作業が完了する予定であり、予定どおりに進めたい、そして、令和3年分以降の毎年の調査票データは調査年の翌年の夏頃を目途に登録する予定であるとの御説明がありました。

続いて、②の記入済み調査票の保存期間の変更と保存責任者の変更についてです。これ

については、保存期間の始期を明確にしつつ、厚生労働省の他の月次基幹統計調査と平仄を合わせたものであり、統計作成上も支障がないことを確認しましたので、適当と整理いたしました。

ここまで、主な変更点である3点について御説明いたしました。このほかに、資料4-1の1ページの一番下、「4 調査計画の記載の詳細化」についても御説明いたします。この変更は、実態に合わせて調査計画上の記載を詳細にするもので、いずれも形式的なものであり、おおむね適当と整理いたしました。ただし、従来からパートタイム労働者の性別労働者数を調査しているにもかかわらず、調査計画案の報告を求める事項に性別が記載されておりませんでしたので、この際、性別、つまり男女別に把握している事項と、していない事項が明確に分かるよう修正を求めることといたしました。

今回修正された変更については以上ですが、部会の審議では、基本計画への対応状況や過去の答申における今後の課題への対応状況についても確認いたしました。基本計画への対応状況については、資料4-1の2ページを御覧ください。ローテーション・サンプリングへの全面移行等に関する指摘については、一定程度対応が進んでおりますが、引き続き状況を注視する必要があると整理いたしました。本調査と労働力調査の調査方法等の相違点の整理、情報提供の充実については、対応済みであり、適当と整理いたしました。なお、委員からは、抽出率の逆数を使って復元しているということだが、回収率が低下していることを考えると、回収率も考慮した復元を引き続き検討していく必要があるのではないか、という御指摘がありました。この点については、厚生労働省において、更なる精度向上に向けて、「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を立ち上げたという御報告をいただいておりますので、その中で更に検討を進めていただきたいと思います。

また、過去の答申における今後の課題への対応状況については、諮問第141号の答申における検討課題のうち、常用労働者5人以上30人未満の事業所に対する郵送調査の導入による影響の分析については、郵送調査の導入からおおむね1年が経過することから、今後、各都道府県の実施状況を確認し、分析を行うとしており、引き続き状況を注視する必要があると整理いたしました。また、諮問第124号の答申における検討課題のうち、調査計画に記載された事業所を対象とする調査の履行について、厚生労働省は令和3年1月と令和4年1月の部分入替え実施時に段階的に調査対象事業所を増やし、令和4年1月以降は調査計画どおりとなる見込みとしております。そのため、これについては、一定程度対応が進んでいるが、引き続き状況を注視する必要があると整理いたしました。その他の課題については対応済みであり、適当であると整理いたしました。

部会の審議状況については以上のとおりです。部会といたしましては、個々の事項について一通り審議を終え、答申案の方向性について確認を終えたところです。今後、来月の統計委員会に向けて答申案の取りまとめを進めてまいりたいと考えております。この後この委員会で頂戴する御意見も踏まえ、部会所属委員の方々と意見を重ねてまいりたいと考えております。

私からの御報告は以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告について何か御質問、御意見等はございますか。

○清原委員 清原です。

○北村委員長 どうぞ、清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。津谷部会長を中心に丁寧に御検討いただいていることに感謝します。

資料4-1の1の項目について、「東京都への調査の移管に伴う調査系統の変更」ということですが、これは、毎月勤労統計調査の残念な事例のときに、やはり東京都の500人以上規模の全数調査ということが大変重要な課題となりました。したがって、当初、国が責任を持って直轄でということになりましたが、それが事業所に身近な東京都にまた戻るということは大変重要なターニングポイントだと受け止めています。先ほど部会長から、東京都が遺漏なく取り組む体制に円滑に移行できる見通しについて、部会に東京都の担当者の方も出席されて、力強い御発言があったことを伺い、私も自治体の関係者として本当に心強く思います。この間の重要なポイントの一つが、東京都の500人以上規模の全数調査でしたので、是非東京都の皆様におかれましては、引き続き厚生労働省としっかりと調整した上で、令和4年1月分調査からの主体的な調査に取り組まれますことを、僭越ですが、心から応援させていただきたいと思い発言させていただきました。

以上です。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

何か調査実施者から。よろしいですか。

では、ほかに御意見、御質問はありますでしょうか。

○樫委員 樫ですが、よろしいですか。

○北村委員長 どうぞ。樫委員、どうぞ。

○樫委員 津谷委員、本当に丁寧な審議をありがとうございます。

正に御指摘のあった、抽出率の逆数というテクニカルな話ですが、統計委員会の中にある評価分科会では、このようなことも非常に関心事ですので、厚生労働省でいろいろな検討が終了したら、ぜひ評価分科会にも御報告いただければと思いました。

以上です。

○北村委員長 今の点に関して、厚生労働省の中の研究会の進捗というか、議論の進展はどうなっているのでしょうか。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官 樫委員、ありがとうございます。厚生労働省でございます。

この件につきましては、4月の統計委員会だったと記憶しておりますが、短期的なスケジュールと長期的なスケジュールに分けて課題を順次検討していくことを報告させていただいております。ワーキンググループでの議論につきましては、今年度はベンチマーク更新を中心に議論させていただきますが、来年度以降の検討課題の中に標本抽出の方法や復元の方法の検討を挙げさせていただいておりますので、その中で、今回御指摘いただいたことも踏まえながら検討を進めさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○北村委員長 よろしくお願ひいたします。

○椿委員 どうもありがとうございました。よろしくお願ひします。評価分科会も、実は回答率が低下している段階での復元という問題が正に課題になっておりましたので、一言申し上げました。どうもありがとうございました。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、私からコメントしたいと思います。今回諮問された変更点はいずれも、毎月勤労統計に関して残された課題のうち、速やかに取り組む課題に相当するものです。部会において丁寧に議論がなされ、一定の方向性を整理いただいたと評価いたします。

津谷部会長はじめ、人口・社会統計部会に所属の皆様におかれましては、引き続き答申案の取りまとめのほど、よろしくお願ひいたします。

次に、国民経済計算体系的整備部会での審議状況について、宮川部会長から御報告をお願ひいたします。

○宮川委員 それでは、7月16日に行われました第28回国民経済計算体系的整備部会の審議状況を報告いたします。資料4-2と席上配布資料を適宜御覧ください。なお、資料4-2のページ番号は中央の下に、「1/29」といった形で表示しております。第28回部会では、1、分配面の四半期別GDP速報に関する検討、2、国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討、3、QEにおける新型コロナウイルス対応等、4、2020年度第一次年次推計配分比率の調整について、5、財分野の生産物分類（2021年生産物分類策定研究会決定）についての5つについて審議しました。以下、概要を御説明いたしますが、技術的な内容が多いこと、また時間の制約から、詳細は割愛して御説明させていただきます。

1、分配面の四半期別GDP速報に関する検討。

2ページ以降を御覧ください。部会では、前回までの審議結果等を確認した上で、私から今後の方向性を提案いたしました。短期的には分析の精緻化、中長期的には経済センサス等との整合性向上や税務統計の活用の検討といった内容です。委員からは、この提案について御支持いただくとともに、次のような御意見も頂戴いたしました。

無形資産や無形資産的な性格を有する財貨・サービスの増加により分配面の独立推計の必要性が高まっている。まずは年次において水準を確認し、その上で四半期を考えるべきであり、分配面の独立推計を通じて三面の水準を比較・検証していくことこそが重要である。かい離が生じるのは当然であり、それを前提に最善の推計方法を考えていく必要がある。

生産面と分配面とのかい離の原因については、基礎統計の標本誤差とバイアス（推計手法等）の問題の2つがあり、前者は許容せざるを得ない。後者の改善を目標とすべきである。

年次推計の水準のかい離縮小には時間を要する。一方、四半期レベルの伸び率であれば一定の精度を確保し得る。このため、当面、年次推計は現行のままとしつつ、それを起点とした四半期の独立推計を目指すべきである。

中長期的には経済センサス等との整合性を高めるとの方向性に賛成である。基準年推計の基礎である産業連関表にも定義の違いや加工統計の推計誤差が内包される。その要因を検証した上で国民経済計算側の改善に生かすことが必要である。

Syversonが2017年にNBERで発表した論文の考察に基づいて、日本において三面の乖離が拡大しているかどうか確認してはどうか。

以上のような御意見を踏まえまして、今回の部会では、短期間で対応可能な範囲での分析精緻化、中長期的な改善に向けた工程表の骨格、現行の年次推計を起点とする四半期独立推計の可能性、この3点を報告するよう内閣府に要請いたしました。

2、国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討。

次に、内閣府から国内家計最終消費支出の統合比率について報告がありました。13/29ページから15/29ページを御覧ください。今後の方針として、今年度は現行推計を維持しつつ、来年度には年次推計に近づける形で品目を細分化した上で統合比率の再推計及びその評価を行うとの報告がありました。委員からは次のような御意見をいただきました。

需要側情報の有用性が低下していると認識しており、統計的に有意でない数値を使用することに意義を感じない。統計的ではなく、算術的な手法ということであれば、期間分割など他の手法も検討してはどうか。

統計的に有意でない需要側情報を落として、供給側情報のみによる簡明な推計に切り替えてはどうか。

これに対して内閣府からは、コロナ禍において家計の大きな行動変容が見られる中、需要側情報の有用性が高まっている可能性があり、一方で、供給側のみでは過去の年平均の配分比率に基づいて推計することになるので、品目細分化においても、どのような推計方法が経済の実態をよりの確に反映できるか、よく見極めながら検討していきたいとの説明がありました。

そこで、部会では、次回、品目細分化の具体的な検討内容を報告するよう内閣府に要請しました。また、コロナ禍における需要側情報や業界データの有用性について、データの蓄積を見極めつつ、1年以内をめどに改めて検証することとしました。

3、QEにおける新型コロナウイルス対応等。

内閣府からQEにおける新型コロナウイルスへの対応についての報告がありました。19/29ページから21/29ページを御覧ください。既に何度か委員会にも御報告しておりますが、具体的な中身は、季節調整のダミー変数処理、基礎統計が存在しない3か月目の補外処理の2つです。内閣府からは、1—3月の状況を事後的に確認したところ、それらの処理が適切であったことが確認された、このため4月から6月についても同様な処理を行いたいとの報告がありました。併せて、コロナ禍の下では今後も類似の対応が続くと考えられるため、同様な手法を取る場合には部会報告を事後に変更したいとの提案がありました。委員からは次のような御意見をいただきました。

季節調整のダミー変数処理はいつまで続けるのか。年次推計まで続けるつもりであれば、その旨を事前にアナウンスすることを考えられないか。

これに対して内閣府からは、今後のデータの蓄積も踏まえるが、現時点においてコロナ

禍の終息を見通せないため、予見的なことは言えないとの回答がありました。

部会では、内閣府の報告及び提案を適当と判断しました。その上で、より早期の情報提供の観点から、季節調整のダミー変数処理及び基礎統計が存在しない3か月目の補外処理については通常の事前アナウンスから切り出して早めに公表することを検討するよう求めました。

4、2020年度第一次年次推計配分比率の調整について。

内閣府から2020年度第一次年次推計配分比率の調整についての報告がありました。22/29、23/29ページを御覧ください。2020年は配分比率が大きく変動したと見られるため、通常は用いていない需要側情報を用いてこれを補正したいとの内容です。部会では次のような御指摘がありました。

需要側の情報として家計調査を用いるのであれば、相対的に標本誤差の影響を受けやすい品目ごとの伸び率ではなく、その品目が家計消費全体に占める割合を利用するのが適当。

通常の年次推計は供給側のみから推計されていることから、調整すべき対象の選定は、コモ法（供給側）と需要側の伸び率が大きく異なる品目とすることによい。

食料品や酒類について、家計消費側のデータを使って推計することは理解できるが、電力については、家計消費よりも産業使用分（中間産出）の金額が大きいため、家計消費側の推計だけではなく、生産側の推計（電力を使用する部門の生産額の変化を考慮して中間産出分を推計するなど）についても検討したほうがよいのではないかと。

こうした意見が出ました。このように調整自体の必要性は認められましたが、その手法に関してはさらなる検討が必要となりました。一方、内閣府からは、実務上の制約から早めに推計作業に着手したい旨の説明がありました。そこで、書面を通じて改めて委員から御意見をいただくとともに、これに対する内閣府としての回答を提示し、次回の部会審議につなげることにしました。なお、委員の御意見と内閣府の回答は28/29、29/29ページのとおりです。寄せられました御意見は、いずれもごもっともであります。しかしながら、今回は、内閣府及び委員の皆様の御意見、いずれについてもコロナ禍における新たな試みとなります。したがって、ここではまず年次推計の実務を担当する内閣府の方式を進めてもらい、一方で、3で述べましたQE推計における新たな試みも含めまして、総括的に検証する機会を設け、今後の同様な危機時の推計に備えたいと考えております。ちょうど政府は年末までに経済がコロナ前の水準に戻ると判断されているようですので、次回の部会において、コロナ禍におけるこれまでの新たな試みを整理していただくと同時に、今回も含めて、これまで委員の方々から出された提案についても、検証していただくスケジュールを示せるよう取り組みたいと考えております。

5、財分野の生産物分類（2021年生産物分類策定研究会決定）について。

総務省から財分野の生産物分類についての報告がありました。24/29ページから26/29ページを御覧ください。サービス分野に続き、生産物分類策定研究会において、財分野の生産物分類を取りまとめました。今後の予定としては、日本標準産業分類の改定内容や新たに生み出される財・サービスの状況等を踏まえながら、令和5年度までに必要な見直しを行う予定であるとのことでした。

部会では、特段の異論はなく、総務省の報告内容を適当と取りまとめました。

私からの報告は以上でございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御報告について何か御質問等はございますか。

白塚委員、どうぞ。

○白塚委員 すみません。ありがとうございます。QE、コロナ禍でいろいろ検討事項が多くて、対応、非常に御苦労されていると思います。それで、1点だけ少し補足ですけど、この資料だと、22/29ページからの資料4のところの一次年次推計の配分比率のところですけれども、ここも、コロナ禍で消費の構造が非常に大きく変わっているので、需要側の情報を使って修正するという方向性自体は僕も正しいと思います。ただ、どういうふうにやればいいのかというのは、時間とリソースの制約もあると思いますし、なかなかこれがベストだというのはよく分からないと思います。なので、これがいいのだというやり方でやっていただくのはよいと思いますけれども、ただ、その出てきた数字がどういうものなのかということは、確認しておく必要があり、その点は数字だけだとよく分からないわけです。GDPはいろいろな仮定の上につくられているものですから、パーフェクトなものというのはいずれあり得ないわけで、何がしかの計測誤差が必ず含まれています。ただ、それがどういう方向に、どう変化していて、どの程度のものなのかということはある程度分かっていると、特にこういう状況だと、この数字、どこまで信じていいのかというのはよく分からないと思います。ですので、例えば、可能であれば、需要側を使って配分を調整した場合としない場合、2種類ぐらいの推計を示していただけると、どの程度信頼してよい数字かということが明確になるのかなと思います。時間もリソースも限られていますから、できることとできないことがあるのは分かりますけれども、それぐらいやっただけだと、ここでやっていることの意味がよく分かって、かつ、安心してGDPの統計を使えるのではないかなと思います。

以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

内閣府のほうから、御返答というか、ありますでしょうか。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 よろしいでしょうか。

○北村委員長 どうぞ、お願いします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 ありがとうございます。

白塚委員から御提案がございました、支出シェアなり、あるいはクロスセクショナルなアプローチについて、我々も御提案も踏まえまして、関連する先行論文ですとか、あるいは消費、需要側に係る各種統計の利用可能性などを踏まえて、まさにおっしゃるような点で検証して、検討、妥当性というのですか。今回採用する妥当性、手法についての妥当性も含めて、そこはちゃんと検証していきたいなと思っています。ありがとうございます。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。

○宮川委員 補足的に。

○北村委員長 どうぞ。

○宮川委員 多分、今白塚委員がおっしゃったことは、QEのところでは、いわゆるダミー変数を入れた場合と入れなかった場合というような形で既に国民経済計算体系的整備部会では御報告をいただいているので、白塚委員の意見があったところの提案、それから内閣府が今度やろうとされていること、それから何もやらなかった場合と、そういう多分3種類ぐらいのものを比較して、それぞれの信頼性をしかるべきときに確かめていただくということだと思います。内閣府のほうにはよろしくお願ひしたいと思います。

○北村委員長 内閣府のほう、よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

○長谷川内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官 分かりました。比較と申しますか、検証のほうを進めてまいりたいと思っています。

○北村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見、御質問ございますか。よろしいですか。

それでは、私からコメントさせていただきます。

まず、配分面の四半期別GDP速報に関する検討についてです。残された課題を短期と中長期に切り分けた上で検討を継続するとの御報告でありました。精度の確保など、依然として課題はあるようですが、是非これまでの研究成果を生かす出口を見いだしていただきたいと考えております。

次に、国内家計最終消費支出の統合比率に関する検討です。内閣府ではひとまず品目の細分化を通じた検証を予定しているとの御報告でした。細分化によりどの程度効果が期待されるかにも依存しますので、その点も踏まえて、議論を尽くしていただくようお願いいたします。

次に、QEにおける新型コロナウイルス対応等についてですが、既に統計委員会にも複数回にわたって御報告いただいている内容です。新型コロナウイルスの対応はまだ続きますので、引き続き適切に対応するようお願いいたします。

続いて、2020年度第一次年次推計配分比率の調整についてです。この課題も広い意味では新型コロナウイルス対応ということで、年次推計での対応は初めてのこととなりますので、手探りとなる面もあるかと思われませんが、よりよい推計に向けて工夫を重ねていただくようお願いいたします。

最後に、財分野の生産物分類についてです。サービス分野に続き、財分野の生産物分類が取りまとめられたとの御報告でした。これはSUT体系への移行に向けた土台を構成するものであり、山をまた1つ越えた格好となります。ここに至るまでの関係者の皆様の御尽力に感謝したいと思います。

宮川部会長はじめ、国民経済計算体系的整備部会に所属の委員の皆様、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移りたいと思います。令和2年度統計法施行状況についてです。資料5により、総務大臣から統計委員会に対して令和2年度における統計法施行状況の報告がありました。この統計法施行状況に関する審議については、企画部会に付託することといたします。企画部会についてはこの後開催されますので、法施行状況報告の内容につ

いては企画部会において説明を受ける予定です。

次の議事に移ります。統計委員会決定の形式的な改定についてです。事務局から御説明をお願いいたします。

○栗原総務省統計委員会担当室次長 事務局でございます。資料6を御覧いただきたいと思います。こちらのほうは、軽微事項の扱いについて定めた、統計委員会決定ということで、表と裏面の2点ほどであります。1点、私どもの組織名の変更がこの7月からあったということで、それに伴います改正でございます。これまで私どもの組織のほうで、政策統括官（統計基準担当）ということで名称を使わせていただいておりますけれども、このたび政策統括官（統計制度担当）と名前を変更させていただいております。こちらの理由といいますか、統計基準といいますと、産業分類とかいろいろあるわけですが、私どものほうでは、そういった基準だけを必ずしも担当しているわけではありませんで、統計法の下で公的統計の制度全般を担当しているということがございますので、より業務の実態に即したといいますか、より適切に表現するという観点から名称のほうを変更させていただいたというものでございます。それに伴いまして、こちらの委員会決定の2点につきましても、形式的な変更ということですが、修正させていただくものでございます。よろしくをお願いいたします。

○北村委員長 ありがとうございます。

「基準」を「制度」に変えるということで、形式的な改正ですので、この案のとおり改正して問題ないと思われませんが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○北村委員長 それでは、改正案のとおりといたします。

次の議事に移ります。毎月勤労統計の時系列比較のための推計値について、厚生労働省から御説明をお願いいたします。

○野口厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官 厚生労働省でございます。今回、毎月勤労統計調査の時系列比較のための推計値について御説明の機会をいただきましたので、御説明させていただきます。資料7でございます。

1ページおめくりいただきまして、毎月勤労統計調査の時系列比較のための推計値の公表状況を整理させていただいております。まず、毎月勤労統計調査におきましては、不適切な事案がございまして、皆様に多大な御迷惑をおかけして、申し訳ございませんでした。改めて、昨年来、平成16年から23年までの間、一部の調査票情報が欠落していたために、時系列比較のための推計値というものを推計いたしまして、順次公表させていただいております。資料1ページの下に作業経緯を整理させていただいております。昨年7月にまず産業計、それから産業大分類などの実数、指数を作成させていただいて、統計委員会に御報告させていただいた後、e-S t a tに現在掲載させていただいております。さらに、10月に産業の中分類・小分類について数値を推計いたしまして、同様に統計委員会に御報告させていただいた後、e-S t a tに掲載させていただいております。今般、毎月勤労統計調査の中で特別集計として夏季賞与、年末賞与というものを作成して公表させていただいておりますが、これについての推計を実施して、取りまとめ

ましたので、御報告の機会をいただいたところでございます。なお、これに伴いまして、関連した数値についても、今回御報告の後、e-Statに公表させていただいて、これで時系列比較のための推計値の公表というものが完結するという予定になっております。

では、賞与について御説明させていただきます。まず、資料の3ページを御覧ください。今回、時系列比較のための推計値を推計いたしまして、まとめさせていただいたものです。夏季賞与につきましては、金額で、時系列比較のための推計値と従来公表値を比べますと、夏季賞与でマイナス1,300円程度からプラス1,500円程度まで、それから年末賞与についてはマイナス3,000円程度からプラス2,000円程度まで、若干の差が生じております。前年比を見ていただきますと、前年比の動きにつきましては、それほど大きな差が出ている状況ではないというところです。それから、今回の推計におきまして若干の補足をさせていただきますと、一番下の*印のところですが、毎月勤労統計調査におきましては、平成21年に賞与の計算方法の一部改変を行っております。何を行ったかと申しますと、従来は、夏季賞与については7月分、それから年末賞与については12月分、1月分の労働者などに還元するというような方法を取っておりました。平成21年から方法を変えさせていただいておきまして、賞与の推計比率を戻すべきではなくて、戻すべき労働者数を、対象となる3か月間の平均を用いた労働者を母集団に戻すというような方法に改めさせていただいておきまして、今回、平成20年以前のものについても現行の方法で推計させていただいているところです。

それでは、今回の推計方法について御説明させていただきます。資料の4ページです。作業といたしましては、大きく3つに分けて作業させていただいております。3つに分けた分け方といたしましては、調査票データの保存状況が異なることから、保存状況に応じて3つの類型にして集計させていただいております。

まず、四角囲みの①ですが、平成16年の夏季賞与、年末賞与、それから平成23年の年末賞与ですが、賞与集計用データというものが保存してありましたために、この賞与集計用データを用いまして、復元を適切に行った上で再集計したものでございます。賞与集計用データと申しますのは、事業所ごとに、3か月間の賞与に関するデータ、それから賞与の合計額、加えて3か月間の平均労働者数をパッケージにして、集計用にデータパッケージを作って保存しているものですが、これが存在したために、このデータを使って集計し直したというものでございます。なお、実は今年の4月に分かったことですが、一部の年につきまして、※印の2ですが、賞与について、毎月勤労統計調査が1月に事業所の抽出替えを行っておりますが、1月分については旧事業所も調査対象とさせていただいております。旧事業所の調査データを用いまして、11月、12月、それから1月分を賞与集計に使っておりましたが、平成23年、26年、30年、令和元年については、旧1月分の調査票データがうまく接続できていなかったという事案があって、既に公表、訂正はさせていただいております。今回の平成23年の賞与の集計におきましては、そうした誤りの訂正もした上で今回の集計をさせていただいているところでございます。

それから、2つ目ですが、平成17年から23年の夏季賞与、年末賞与のうち、平成18年と23年の年末賞与を除く部分ですが、こちらについては、調査票データ自身が残っておりま

したので、調査票データから賞与集計用のデータを作成いたしまして、復元措置を行った上、集計させていただいております。

それから、3つ目ですが、平成18年の年末賞与につきましては、調査票データ、それから賞与集計用のデータとも欠損がありましたので、別途推計させていただいているところです。

推計の概要を次のページの5ページ目にまとめさせていただいております。まず、一番下の*印を御覧いただきますと、通常の時系列の推計のときと同様のことが賞与のデータにも発生しております。月次のための推計方法と同じ考え方で今回、賞与のデータも推計させていただいております。まず、資料の丸の上の部分ですが、東京都と東京都以外で産業・規模区分の抽出率が同じであるものについては、従来公表値を利用させていただいております。それから、東京都と東京都以外で産業・規模区分の抽出率が異なるものにつきましては、従来公表値を用いまして、東京都の復元をしなければいけないデータについて復元する。ただし、調査票データが平成18年の11月と12月分しかありませんでしたので、この2か月分を使って合計賞与額とさせていただいて、推計させていただいたというものです。

次のページに式を整理させていただいております。基本的に、毎月勤労統計調査と同様に、賞与の合計額を労働者で割って計算しているものですが、これを通常の時系列比較のための推計値のときと同様に、都道府県の合計値とみなしまして、東京都と東京都以外の部分に数字を分けさせていただいて、東京都の部分につきましては平成18年の11月・12月分を、残りにつきましては従来公表値を使って計算するという方法で推計させていただいております。

なお、次のページ、7ページ目ですが、今回の推計に当たりましては、賞与支給労働者につきましては、時系列比較のための推計値で用いた労働者数を使って推計させていただいているということをご付記させていただいております。

8ページ以降は、参考までに賞与の集計方法の概要について今回整理させていただきましたので、お時間のあるときにお目通しいただければと思います。

簡単でございますが、説明は以上です。

○北村委員長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について何か御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

それでは、私からコメントさせていただきたいと思います。今回の作業で時系列比較のための推計値の作業は完了したということで、関係者の皆様、大変御苦労さまでした。ありがとうございます。一連の不適切事案への対応が一段落したということで、私も責任の一部を果たしたということで安堵しているところです。ありがとうございます。先ほど部会の報告でもあったとおり、今後は地方調査も含めて、厚生労働省で電磁的記録媒体の一元管理を行うということで、厳格なデータ管理を行っていただければと思います。よろしくお願ひします。

それでは、本日用意いたしました議題は以上のとおりです。

次回の委員会の日程について、事務局から御連絡をお願いいたします。

○萩野総務省統計委員会担当室長 次回の委員会は、8月27日金曜日午前に開催する予定です。実開催の場合には、場所は若松庁舎の7階の大会議室を予定しております。

以上です。

○北村委員長 以上をもちまして、第166回統計委員会を終了いたします。